

モニターサービス規約

第1条（総則）

- 1) 合同会社サプライチェーン・ロジスティクス研究所（以下、「当社」といいます。）は、当社が自主的にまたは行政機関や企業・団体等から委託を受けて実施する物流分野等における調査研究活動の一環として、登録されたモニターに対してアンケート調査等を配信し、回答を求めるサービスを実施します（以下、「本サービス」といいます。）。本規約は、本サービスに関するモニターと当社との契約関係を定めます。
- 2) 本規約等において「モニター」とは、当社が定める手続きに従って、ホームページ等を通じてモニター登録申請手続きを行い、本規約等に基づき当社が承認し、登録完了が通知された者をいいます。

第2条（モニター登録の条件等）

- 1) モニターにご登録いただけるのは、本規約に同意する日本国内に在住する成人であり、かつ、登録時点において、以下の条件に合致する者とします。
 - ・日本国の法律に定める貨物自動車運送事業（軽貨物自動車運送事業を含む）を営む法人または個人（以下、「トラック運送会社」といいます。）の役員（個人事業の場合は事業主）であること。
 - ・トラック運送会社の運転者台帳に記載されており、現にドライバー職に従事していること。
 - ・日本国内に住所を有し、郵便物の受領が可能であること。
 - ・ショートメールを受信できる携帯電話番号を有していること。
 - ・登録に当たって本人確認が確実に実施されていると当社が判断できるeメールアドレスを有していること（携帯電話キャリアのeメールや、インターネットプロバイダーのeメールアドレス等）。
 - ・登録に当たって当社が求める各種情報（勤務先名等）をご登録いただけること。
 - ・登録情報に変更が生じた場合に、遅滞なく当社に変更の連絡を行っていただけること。
 - ・当社のウェブサイトや当社が利用する外部のウェブサービスを利用して実施するアンケートに回答できる通信環境および通信機器（スマートフォン、パソコン等）を有すること。
 - ・当社の依頼するアンケートに、可能な限り回答を行う意思を有すること。
 - 2) 当社は、登録希望者が前項の条件に合致するかどうか審査し、登録の可否を決定します。その際、当社は、条件に合致することを証する各種書類（住民票、運転免許証、社員証、保険証、車検証、事業許可証等のコピーや画像ファイル等）の提出を求めていることがあります。また、登録の可否を決定するに当たって、質問を行う場合があります。
 - 3) モニターは、1) の各項の条件に合致しないこととなった場合には、遅滞なく当社にその内容を通知しなければなりません。
 - 4) 当社は、以下に該当する場合に登録を拒絶することができます。
 - ・モニターが当社が定める登録者数の上限に達している場合。
 - ・他の登録者と住所、携帯電話番号、登録元 IP アドレスが重複している場合など、二重登録と判断される場合。
 - ・その他、当社が不正登録と判断する場合。
 - ・登録者の居住地域、年齢、勤務先の企業、業態等によって、アンケート調査のサンプルの偏りを生じると当社が判断した場合。
 - 2) 項に定める各種証明書類の提出に応じない場合。また、同項に定める質問に誠実に回答しない場合。
 - ・その他、本サービスの運営に支障を生じると考えられると当社が判断する場合。
- 4) 登録後であっても、1) の各項に該当しないことを知ったとき、3) の通知を受けたとき、4) 項の各項に該当するときには、当社はモニターの登録を抹消することができます。

第3条（費用負担）

- 1) モニターが本サービスの利用に際して発生する通信料、決済手数料その他の費用は、モニターご本人にご負担いただきます。
- 2) 当社がモニターにお支払いする費用は、第5条に定める謝礼のみとなります。

第4条（退会）

- 1) モニターは当社の指定する方法により、いつでも退会を申し出ることができます。申し出に対し、当社は遅滞なく退会の処理を行います。
- 2) 退会を申し出た時点で、モニターが受領していない謝礼がある場合、当該謝礼は放棄されたものとみなします。

第5条（謝礼の支払い）

- 1) 当社は、アンケート等への回答ごとにあらかじめ定めた謝礼を、モニターに支払います。
- 2) 謝礼の支払いは、eメールによるギフト券のギフトコードを送信する等の、当社が定めた方法により行います。
- 3) 謝礼は、アンケートの回答から6月以内の当社が指定する期日までに支払います。ただし、謝礼が少額の場合などには、上記に関わらず複数回の謝礼を一定期間まとめて支払うことがあります。
- 4) 謝礼の支払いは、当社がギフトコードを送信する等の処理を行うことで完了したものと見なすこととし、当社はモニターが実際に謝礼を受領できることを保証しません。
- 5) 謝礼の支払いは、当社が依頼するアンケート等への回答をモニター本人が完了することが条件となります。ただし回答が完了した場合にも、空欄多数の回答、同じ記号を繰り返した回答等、不正回答と見なされる場合は、当社は謝礼を支払いません。
- 6) 謝礼は、当社が依頼したアンケートにすべて回答いただいたモニターに、募集時にあらかじめ提示した総額以上の謝礼が発生するように設定されます。ただし、モニターがアンケートに回答しなかった場合、モニターが年の途中で退会した場合、第2条4) 項の規定により登録を抹消された場合、第6条の各項の定めにより本サービスが終了した場合、年途中での登録により7) 項の規定によるサービス期間が12月に満たない場合は、年間の謝礼額は上記の金額に満たない場合があります。
- 7) 前項で述べた「年間」とは、以下の基準により設定された期間を言います。年の途中で登録した場合には、12月を経過する前にサービスの終期が到来する場合があります。
 - ・登録の完了月が10～12月の場合、登録完了時～翌年12月または第6条に規定するサービスの終期のいずれか早いもの
 - ・登録の完了月が01～03月の場合、登録完了時～翌年03月 //
 - ・登録の完了月が04～06月の場合、登録完了時～翌年06月 //
 - ・登録の完了月が07～09月の場合、登録完了時～翌年09月 //

第6条（サービスの実施期間）

- 1) 本サービスの実施期間は、2022年12月までです。
- 2) サービス期間は、事前に告知等を行うことなく、上記期間からさらに延長する場合があります。
- 3) 以下のような事由が生じた場合には、上記の実施期間内であっても、サービスを終了する場合があります。
 - ・法令の改正や行政機関からの指導等により、本サービスの継続ができなくなった場合。
 - ・当社が破産、解散、休業その他の事由により事業が継続できなくなった場合。
 - ・地震、水害等の自然災害や、火災、テロ、戦争等により、当社が本サービスの継続が難しいと判断した場合。

- ・以上のような事情が近い将来生じることが合理的に予測される場合。

第7条（登録情報の取扱）

- 1) モニターの個人情報や回答情報は、当社のプライバシーポリシーに従って適切に管理されます。
- 2) 調査結果を一般に公表される場合には、当社は、回答者個人や企業名等が特定されないように、適切な統計処理を行います。
- 3) 1項の情報は、サービスを遂行する際に当社が利用する外部のサービス事業者（インターネットプロバイダー、ASP事業者、発送代行事業者、決済事業者等）や、その他当社が秘密保持規約を結んだ第三者に開示する場合があります。

第8条（権利の帰属と守秘義務）

- 1) モニターがアンケート等に回答した情報の著作権を含む一切の権利は、当社に帰属することとします。モニターは、回答に対し著作者人格権を行使しないことに同意したものとみなします。
- 2) モニターは、当社が依頼したアンケートに関わる一切の内容（実施主体、実施の事実を含む）を、当社の書面による合意なく外部に公表しないものとします。

第9条（免責事項、準拠法等）

- 1) 当社は、以下のような事由によりモニターに損害が生じた場合にも責任を負いません。
 - ・本規約やサービスの利用法・注意事項（当社が利用する外部事業者が提供するサービスの利用法等を含む）を遵守しないなどにより生じた損害
 - ・当社またはモニターが利用する情報機器、通信サービス、ウェブサービス等の不具合による損害。
 - ・当社が利用する外部のサービス事業者のサービスの不具合に起因する損害や、当該事業者がモニターに対し行うサービスの中断、利用停止等の処置に起因する損害。
 - ・間接損害又は逸失利益。
- 2) 当社とモニターとの間で本規約等に関連して紛争が生じた場合は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。また、準拠法は、日本法とします。

第10条（サービス規約の変更）

- 1) 当社は本規約を任意に変更することができるものとします。
- 2) 当社が本規約を変更し、あるいは変更する見込みとなった場合には、eメールの送付または当社ウェブサイトへの掲示のいずれかの方法により、遅滞なくモニターに通知します。

合同会社サプライチェーン・ロジスティクス研究所
2020年8月10日 制定

以上